

令和元年度版
糸島市環境報告書

令和2年2月

目 次

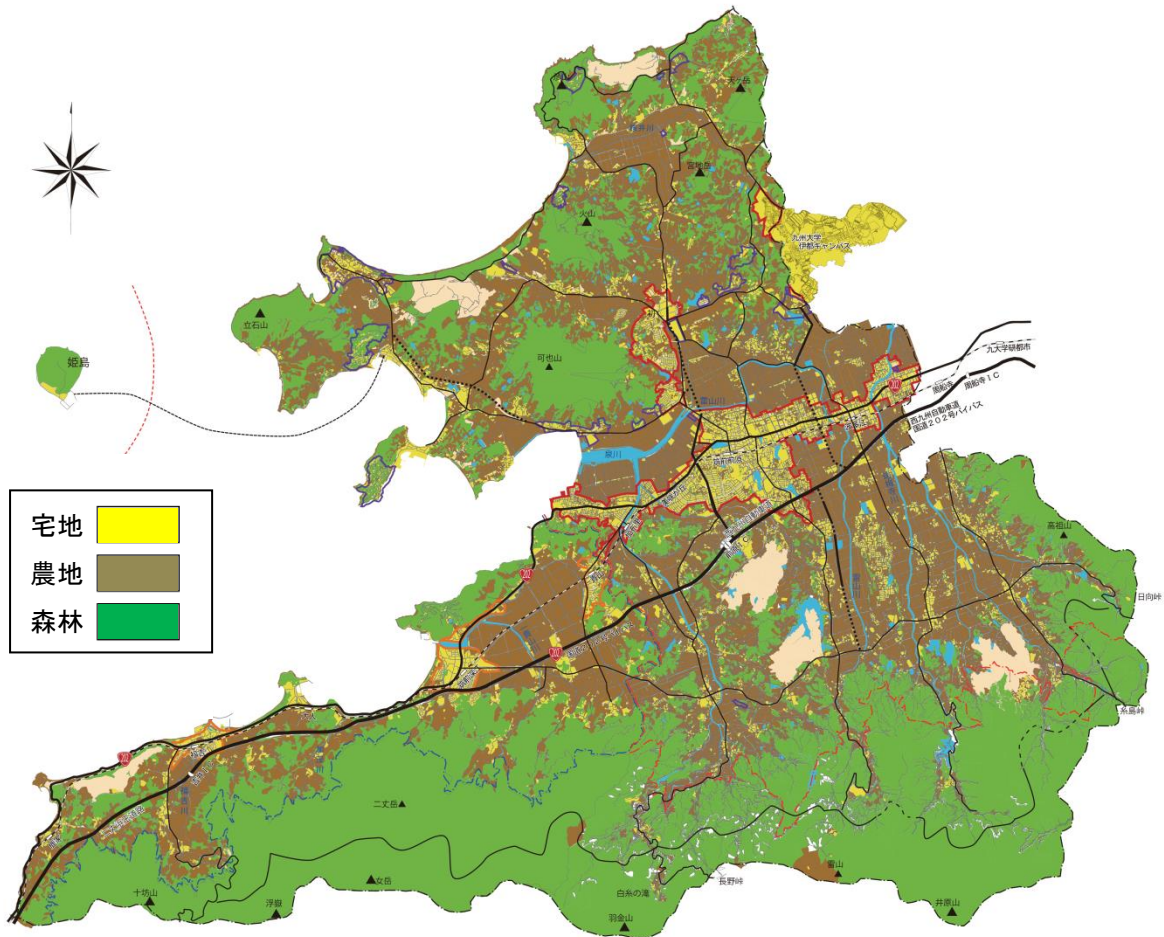
1. 糸島市の現況	
（1）地勢	2
（2）人口	2
2. 大気	
（1）概要	3
（2）大気汚染状況	3
3. 水質	
（1）概要	7
（2）水質調査結果	7
4. 騒音	
（1）概要	8
（2）騒音測定結果	8
5. 一般廃棄物（ごみ）	
（1）概要	9
（2）ごみ処理	9
（3）有価資源回収	10
（4）コンポスト	12
（5）環境パトロール	12
6. 森林保全活動	
（1）概要	13
（2）森林保全活動	13
7. 環境ボランティア活動支援	
（1）概要	15
（2）活動状況	15
●資料編	
・福岡県地下水概況調査結果（平成26～30年度）	1
・糸島市地下水調査結果（平成26～30年度）	3
・河川水質検査結果（平成26～30年度）	8
・自動車騒音常時監視測定結果（平成26～29年度）	18

1. 糸島市の現況

(1) 地勢

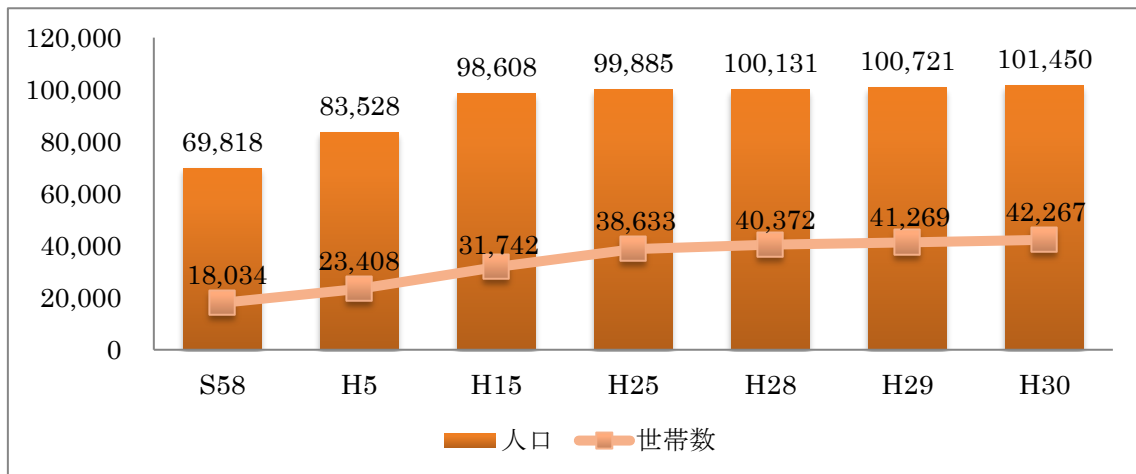
【面積】 215.7 km² (東西24 km、南北19 km)

(宅地：7.3%、農地：27.9%、森林：45.5%、その他：19.3%)



(2) 人口

【人口】 101,450人 【世帯数】 42,267世帯



2. 大気

(1) 概要

糸島市内では、福岡県により糸島総合庁舎（浦志）で大気汚染の自動連続測定機による常時監視が行われており、環境基準が定められている二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）、光化学オキシダント、微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）の5項目が測定されています。

(2) 大気汚染状況

①二酸化硫黄（ SO_2 ）

石炭や石油を燃焼する際に、燃料中の硫黄分と空気中の酸素が反応して生じます。刺激臭を有する気体で、呼吸器疾患や酸性雨を引き起こすことでも知られています。

平成26年度から平成30年度まで、環境基準を超えた日はありませんでした。

なお、年の平均値は図1のとおりです。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下

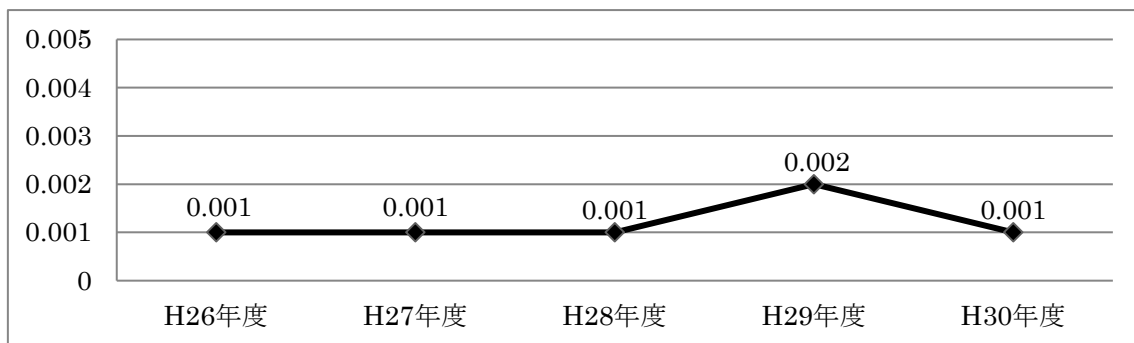


図1 二酸化硫黄の年平均値（単位：ppm）

②二酸化窒素（ NO_2 ）

化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が、大気中でさらに酸素と結びつくことで発生します。赤褐色の気体または液体で、酸性雨や光化学大気汚染の原因となるだけでなく、高濃度下では呼吸器に好ましくない影響を与えます。

平成26年度から平成30年度まで、環境基準を超えた日はありませんでした。

なお、年の平均値は図2のとおりです。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

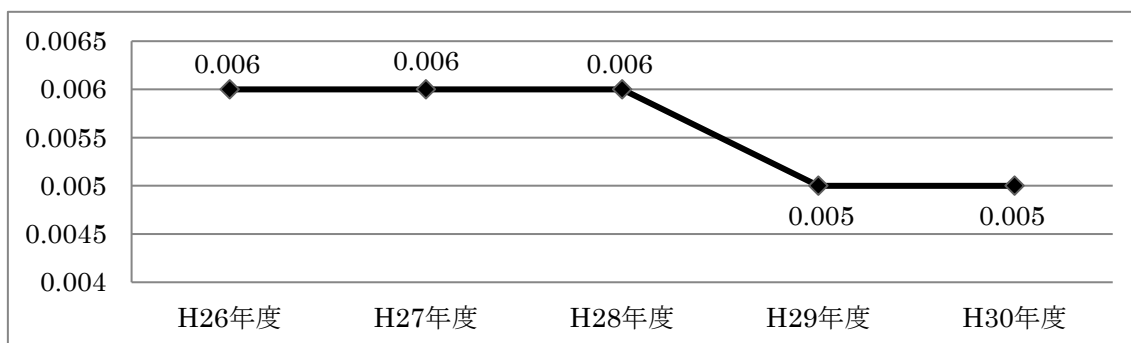


図2 二酸化窒素の年平均値 (単位：ppm)

③浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 100 万分の 1m)以下のものを指します。これらの粒子は微小のため大気中に長時間滞在し、肺や器官等に沈着して呼吸器系に影響を及ぼします。工場等から排出されるばい煙や自動車の排出ガス等の人為的に発生するものと、火山灰や森林火災等の自然発生するものがあります。

1日平均値で環境基準を超えたのは、平成26年度が1日、平成29年度が1日です。1時間値は、平成28年度が1時間です。

なお、年の平均値は図3のとおりです。

環境基準：1時間値の1日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、かつ1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

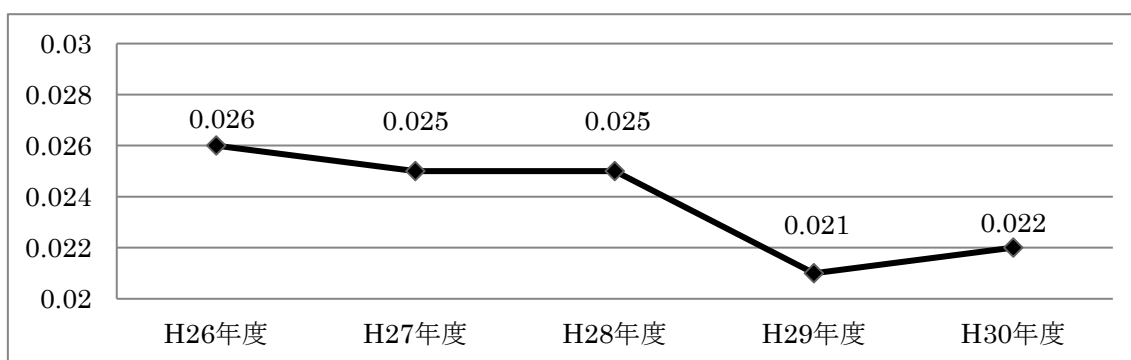


図3 浮遊粒子状物質の年平均値 (単位： mg/m^3)

④光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素が大気中で太陽の紫外線により光化学反応を起こすことにより、二次的に生成されるオゾンを中心とした酸化性物質の総称です。濃度が高くなると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの影響が出ることがあります。市では一定濃度以上になると注意報等を発令し、注意を呼びかけています（表1）。

平成30年度の発令はありませんでした。

なお、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は図4のとおりです。

環境基準：1時間値が0.06ppm以下

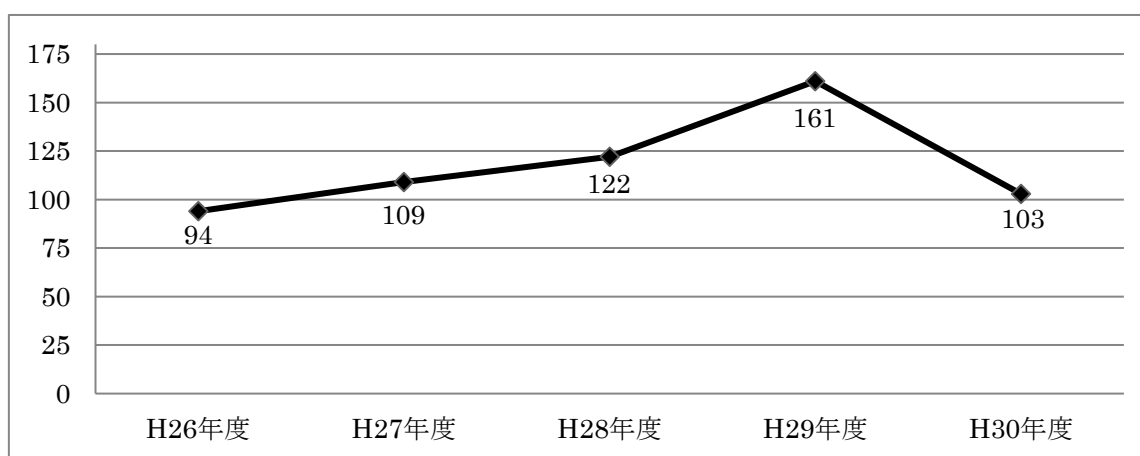


図4 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数（単位：日）

表1 光化学オキシダントの注意報等発令基準

注意報	基準測定点において測定値（オキシダントの含有率の1時間値）が0.12ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。
警報	基準測定点において測定値が0.24ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。
重大警報	基準測定点において測定値が0.40ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

⑤微小粒子状物質（PM_{2.5}）

PMはParticulate Matter（粒子状物質）の略のことで、PM_{2.5}は2.5μm以下のごく小さな粒子のことをいい、ものの燃焼による発生（一次発生）と、大気中の化学反応による発生（二次発生）があります。

近年、西日本の広い範囲で基準値を超えたPM_{2.5}が観測されており、これは越境汚染

の影響が、日本にまで及んでいることが原因と考えられています。

市では、県内の福岡地域にある測定局の値をもとに注意喚起を行う県の基準に準じた判断基準で注意喚起を行っています。(表2)

次の注意喚起判断基準のどちらかを満たした場合、防災無線、市のホームページ、メール等で市民に通知することにしておりますが、平成30年度の注意喚起の実施はありませんでした。なお、年の平均値は図5のとおりです。

環境基準：1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

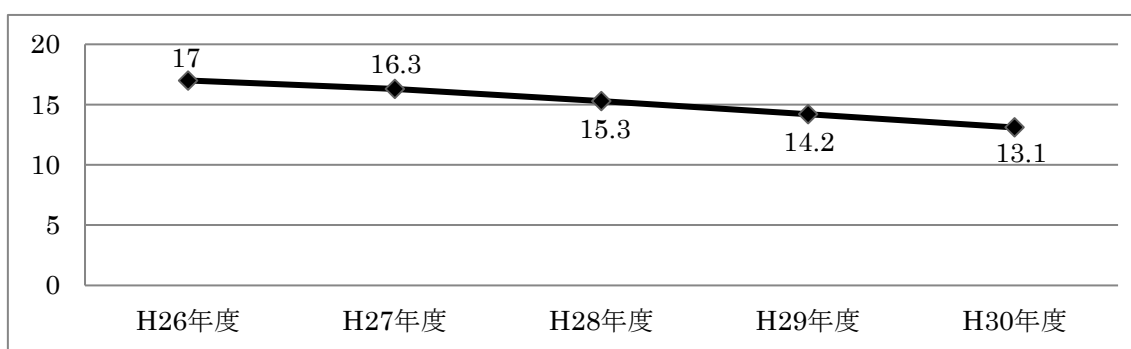


図5 微小粒子状物質の年平均値 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

表2 PM2.5の注意喚起判断基準及び解除基準

注意喚起	①	福岡地域にある測定局（福岡市9局、糸島市1局、宗像市1局、太宰府市1局、篠栗町1局、古賀市1局）のうち2箇所以上の測定局において午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合
	②	福岡地域にある測定局のうち、1測定局でも午前5時～正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合
解除		注意喚起を実施した地域内にある判断基準を超過したすべての測定局において、1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合（濃度が解除条件まで改善しない場合、午前0時をもって自動解除）

3. 水質

(1) 概要

糸島市内では、福岡県で行う河川および地下水の水質調査に加え、市独自で河川・溜池および地下水の水質調査を行っています。

(2) 水質調査結果

①地下水

平成30年度は、福岡県が実施する地下水調査（概況調査）で3箇所33項目、市が行う地下水調査で13箇所40項目の水質検査を行いました。

検査の結果、市が実施した地下水調査の2箇所の井戸で、基準値超過がみられました。基準超過した硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、マンガン及びその化合物、蒸発残留物の一般的な要因には、肥料の過剰使用、家畜排せつ物の不適正処理、生活排水や、地質由来による影響があります。

② 河川

糸島市では、市内の河川の水質調査を行っています。平成30年度は、59箇所の調査を行いました。水質汚濁の目安となるBODの河川全体での平均値は、図6のとおりです。

なお、糸島市環境基本計画に掲げる目標値は、2.0mg/ℓ以下です。

※地下水及び河川の調査結果は巻末の資料編に掲載しています。

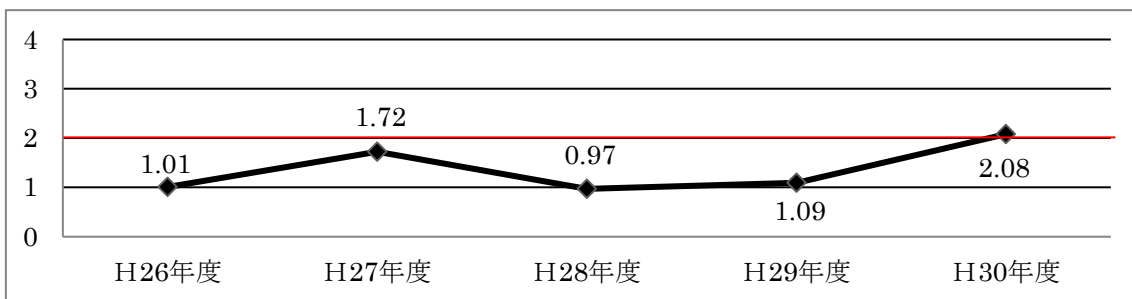


図6 河川の平均BOD値（単位：mg/ℓ）

BOD（生物化学的酸素要求量）数値の目安

数値	汚濁の目安
0 mg/ℓ	汚濁のないきれいな水
2 mg/ℓ	ヤマメ、イワナなどが住むきれいな溪流
2～3 mg/ℓ	少し汚れている。3 mg/ℓ以下ならサケ・アユが住める。
3～5 mg/ℓ	汚れている。汚濁に強いコイやフナなどが住む

※生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のこと。河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいくほど、水質汚濁が進行しています。

4. 騒音

(1) 概要

騒音は身近な生活環境問題であり、その発生源は様々なものがあります。糸島市では、福岡県からの権限移譲により、市内の一般国道と県道の自動車騒音を測定しています。

(2) 騒音測定結果

①自動車騒音

平成30年度には、一般国道202号を測定しました(表3)。

自動車騒音については、国が定めた一定限度を超える騒音により道路周辺的生活環境が著しく損なわれる場合は、「市長は、公安委員会等に対して対策を要請できる」とされています。

※平成26年度～29年度までの測定結果を巻末の資料編に掲載しています。

表3 平成30年度 自動車騒音測定結果

道路名称	沿道騒音評価区間	測定結果 (dB)		環境基準 (dB)		要請限度 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道202号	前原西四丁目1～神在	70	66	70	65	75	70
一般国道202号	神在～二丈深江	66	62	70	65	75	70

5. 一般廃棄物（ごみ）

（1）概要

糸島市では、「糸島市一般廃棄物処理実施計画」において、ごみの排出抑制・再資源化計画並びに収集・運搬計画を定め、循環型社会の確立を目指し、海・山・川をたいせつにしたまちづくりを進めています。

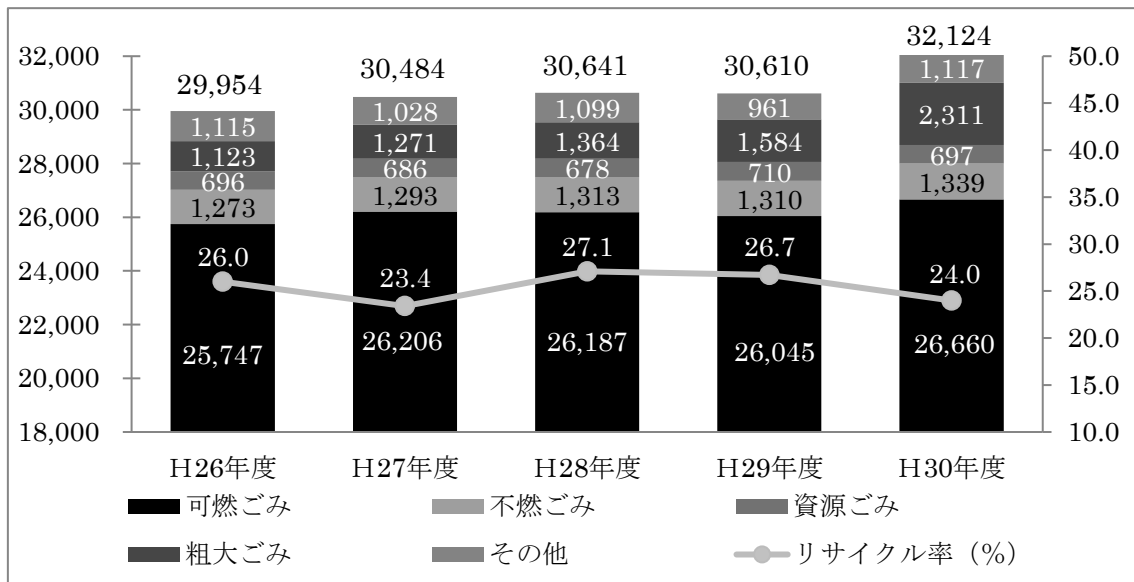
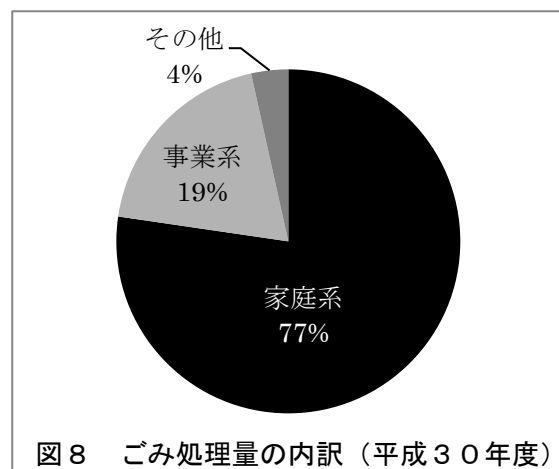
（2）ごみ処理

一般廃棄物は、家庭系と事業系に分類されます。家庭系は市の委託収集、事業系は許可業者による収集により、市クリーンセンターに搬入され処理されています。

収集の分別は、「燃えるごみ」、「資源ごみ」、「その他燃えないごみ」、「粗大ごみ」の4種類です。

平成30年度の処理量は32,124トン（図7）で、そのうち家庭系が約77%、事業系が約19%、その他（医療ごみ、産業廃棄物、し尿焼却灰）が約4%です（図8）。

なお、1人1日あたりのごみ処理量は図9のとおりです。



※リサイクル率 = (資源化量 + 有価資源回収量) ÷ (ごみ総処理量 + 有価資源回収量)

図7 クリーンセンターでの年間ごみ処理量（単位：トン）

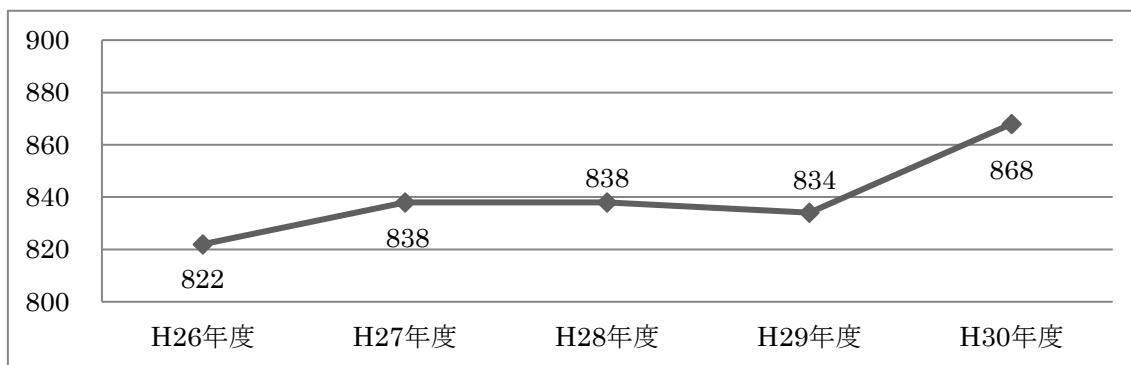


図9 1人1日当たりのごみ処理量 (単位: グラム)

(3) 有価資源回収

古紙等の有価資源の回収を行う団体に、有価資源回収活動奨励補助金を交付し、ごみの減量と資源の有効活用を推進しています。回収品目は、古紙、古布、アルミ缶、一升ビン、ビールビンです。平成30年度には1,728トンの有価資源が回収されました。

なお、有価資源回収量は図10、回収品目の内訳は図11、回収品目ごとの回収量は図12～14のとおりです。

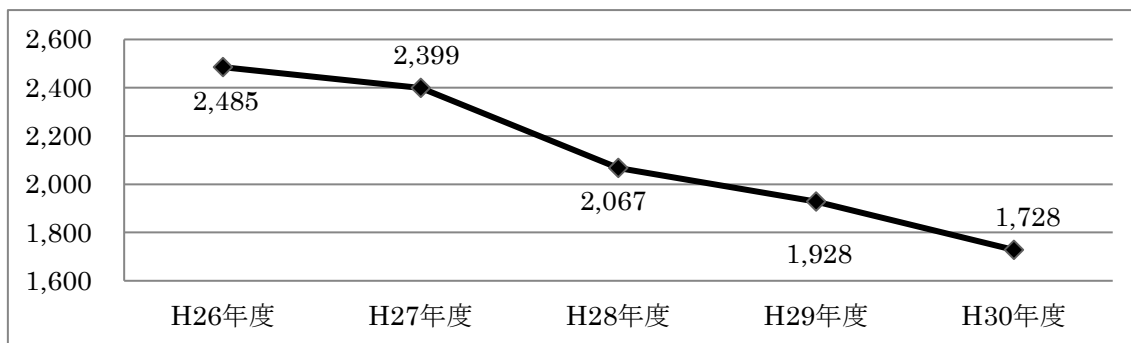


図10 有価資源回収総量 (単位: トン)

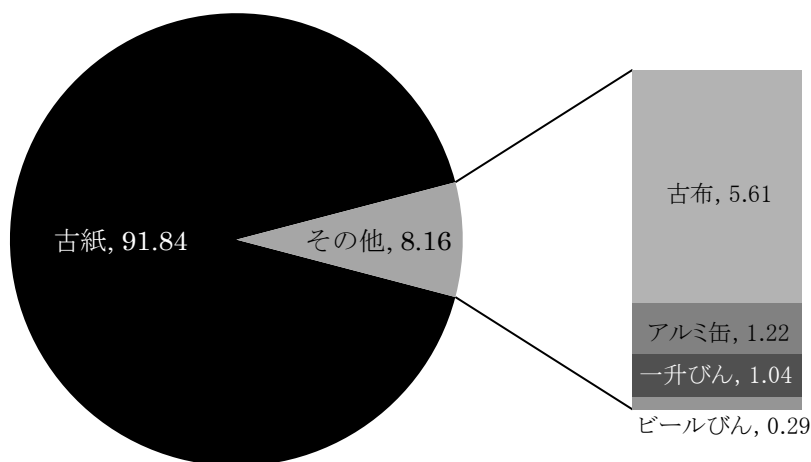


図11 回収品目の内訳 (単位: %)

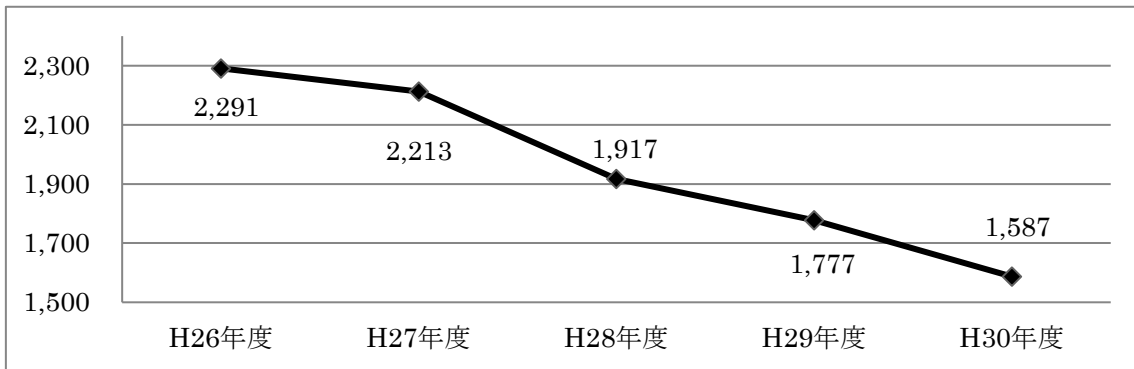


図 1 2 古紙回収量 (単位：トン)

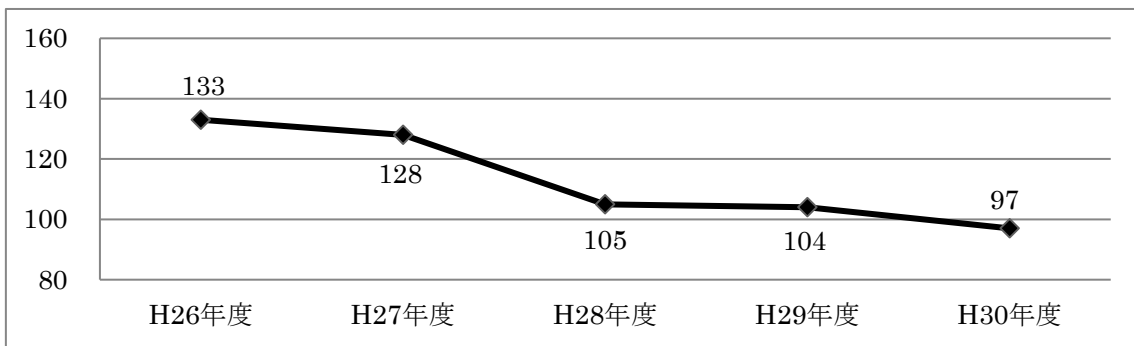


図 1 3 古布回収量 (単位：トン)

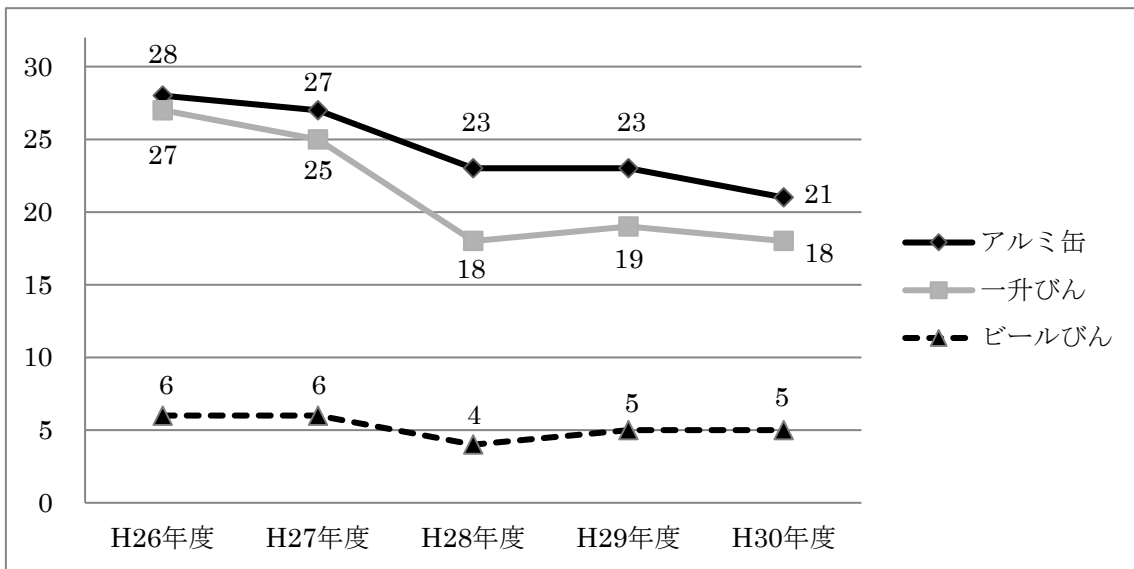


図 1 4 アルミ缶・一升びん・ビールびん回収量 (単位：トン)

(4) コンポスト

生ごみはクリーンセンターでごみとして処理せずとも、コンポストを利用することで、家庭内で堆肥として再資源化することができます。コンポストには段ボール、プラスチック、機械式などの種類があり、市民に広く活用されています。

市では、コンポストの購入費用の一部を補助し、利用を促進することにより、生ごみの堆肥化によるごみの減量及び資源循環を推進しています。

平成30年度の補助個数は1,842個となっています。(図15)

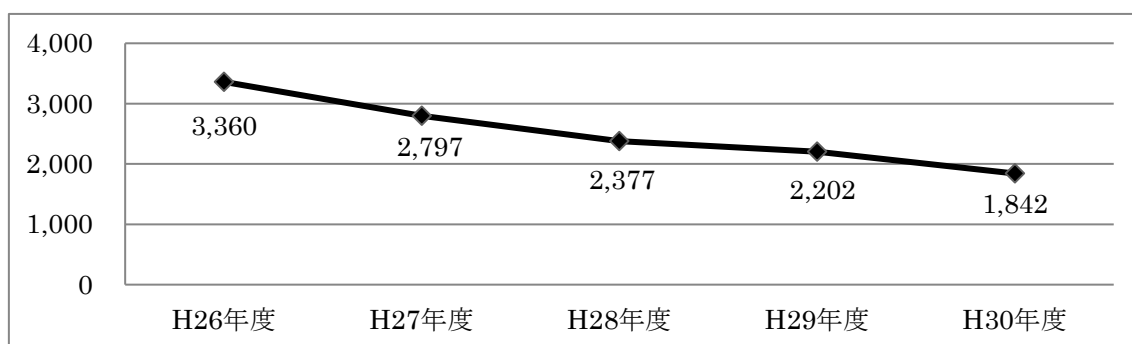


図15 コンポスト補助個数 (単位: 個)

(5) 環境パトロール

糸島市では、不法投棄の監視のため、環境パトロール事業を実施しています。環境パトロール事業では、道路や河川などの公有地での不法投棄ごみの回収のほか、環境美化で収集した散乱ごみ袋を回収しています。

平成30年度の実施日数は355日で、クリーンセンターへの搬入量は113,660kg(図16)、うち、散乱ごみ袋は30,435kg(1袋=3kgで計算)です。

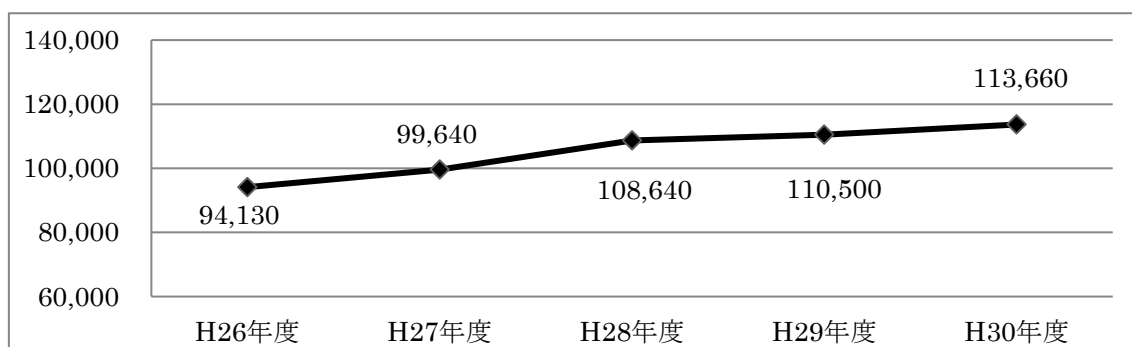


図16 環境パトロールのごみ回収量 (単位: kg)

6. 森林保全活動

(1) 概要

森林の面積は、市域の約45%を占めています。森林は、林産物の供給、水源の涵養、災害の防止、温暖化の防止などの多面的機能により、市民の生活や経済に貢献しています。こうした「森林の多面的機能」の持続的な発揮を図るため、市では森林の整備及び保全に取り組んでいます。森林が保全されることで、海・山・川の豊かな自然環境も守られています(表4)。

表4 森林面積

国有林	民有林	合計
1,090ha	8,706ha	9,796ha

※「福岡地域森林計画書」計画期間(平成27年4月1日～平成37年3月31日)参照。

※森林面積は森林法第2条で定義された森林の面積。

(2) 森林保全活動

①森林保全

林業所得の減少などにより、長期間手入れがされず荒廃した森林の整備(荒廃森林再生事業/図17)や福岡市と共同して糸島市内唯一のダムである瑞梅寺ダム流域の水源林の整備(水源林整備促進事業)などに積極的に取り組んでいます。

また、市民に水や森林の大切さを啓発するために、広葉樹を植える植樹祭(もりもり広がる森林づくり)や森林づくり体験などの市民参加型の啓発活動にも取り組んでいます(表5)。

図17 荒廃森林再生事業による森林整備面積(単位:ha)

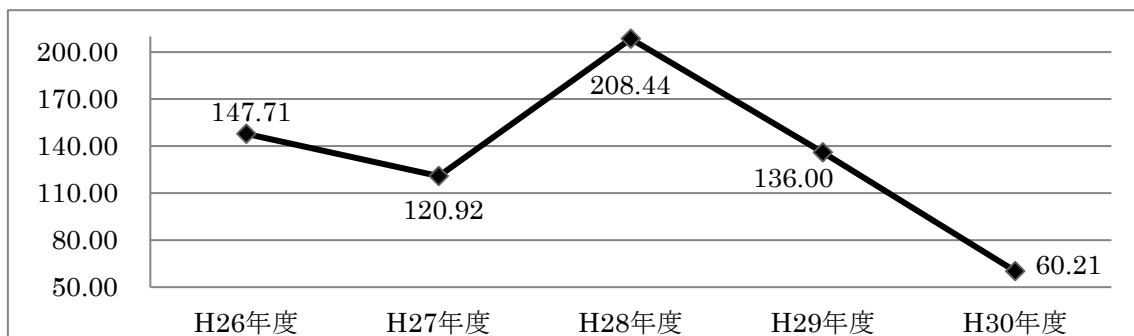


表5 植樹祭での植樹本数(単位:本)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,100	1,820	1,050	1,000

③ 松林保全

福岡県内では、平成24年度に松枯れ被害が急増しました。糸島市の海岸でも、平成22年から急増し、平成24年には松が消滅した松林が発生するなど甚大な被害となりました。

そこで、国有林と民有林の連携強化による一体的な取り組みにより、松林を保全するための防除や駆除を実施し、被害の鎮静化に取り組んでいます。(図18)

また、市民団体や企業などに定期的な保全活動を行っていただくアダプト制度により、市民協働による松林の清掃や美化などにも取り組んでいます。平成30年度末でのアダプト登録団体は、14団体です。

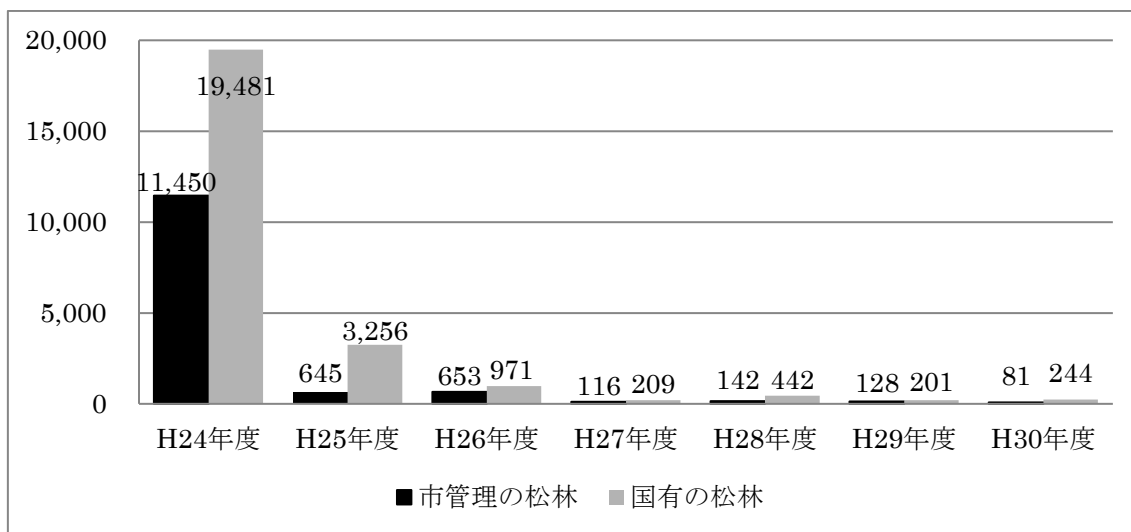


図18 松枯れ被害（松くい虫伐倒駆除）（単位：本）

7. 環境ボランティア活動支援

(1) 概要

糸島市では、環境保全に携わるボランティア団体の活動を推進するため、環境ボランティアネットワークを設置しています。ボランティア間の情報交換のための交流会の開催や、ネットワークに参加登録し、糸島市環境ボランティア支援事業で認定された団体には、1団体あたり1万円程度の物品補助を行っています。

(2) 活動状況

平成30年度現在、糸島市環境ボランティアネットワークには18団体が参加登録しています(表6)。また、平成30年度には2団体に物品補助を行いました。

表6 環境ボランティアネットワーク参加団体

1	伊都国の森づくりの会	10	前原フラワーベルト
2	泉川はまぼうの会	11	南風校区多久川の自然環境を守る会
3	ごみゼロ青春探検隊いとしま	12	NPO 里浜つなぎ隊
4	篠原三区いきいき通りボランティアの会	13	伊都国平原王墓保存会
5	白糸農園	14	生長の家 糸島生命学園
6	瑞梅寺オオキツネノカミソリを守る会	15	障がい者就労支援施設 かけはし
7	住みよい里をつくろうカイ	16	糸島こよみ舎
8	ひまわり会	17	NPO法人 いとなみ
9	深江の自然と環境を守る会	18	九州バンブースタイル